

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

- 秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則（第31号）…………… 2
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則（第32号）…………… 2
- 秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第33号）…………… 2

教 委 規 則

- 秋田市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則（第9号）…………… 2

訓 令

- 秋田市庁議規程（第9号）…………… 2

告 示

- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第210号）…………… 3
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第211号） …… 3
- 秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第212号） …… 3
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第213号）…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第214号） …… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第215号） …… 4
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第217号） …… 4
- 平成23年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第218号） …… 4
- 平成20年度、平成21年度、平成22年度および平成23年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第219号） …… 4
- 生活保護法による介護機関の指定について（第220号） …… 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第221号） …… 5
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第222号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第223号） …… 5
- 住民票の職権削除について（第224号） …… 5
- 秋田市議会定例会の招集について（第225号） …… 6

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第11号）…………… 6

選 管 告 示

- 平成23年4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職

- の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出について（第62号）…………… 6
- 平成23年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第63号） …… 6

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第14号）…………… 6

上 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第32号）…………… 6
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第33号）…………… 6
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第34号）…………… 7
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第35号）…………… 7

公 告

- 開発行為に関する工事の完了について…………… 7
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について…………… 7
- 麻しん風しん第3期の予防接種について…………… 7
- 放置自転車等の撤去および保管について…………… 8
- 入札参加希望者の公募について…………… 8
- 公募型指名競争入札の執行について…………… 9
- 都市計画道路の変更に関わる図書の写しの縦覧について…………… 10
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について…………… 10
- 麻しん風しん第3期・第4期の予防接種について…………… 10
- ジフテリア破傷風の二種混合および麻しん風しん第3期・第4期の予防接種について…………… 10
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 10
- 秋田県知事から送付された法第24条第1項の規定する事業認定申請書およびその添付書類の写しの縦覧について…………… 11
- 公開による意見の聴取について…………… 11

上 水 道 局 公 告

- 入札参加資格の申請の受付について…………… 11
- 入札参加希望者の公募について…………… 12
- 受益者負担金の賦課対象区域について…………… 12
- 入札参加資格の申請の受付について…………… 12
- 入札参加希望者の公募について…………… 15
- 入札参加希望者の公募について…………… 16
- 入札参加希望者の公募について…………… 17
- 入札参加希望者の公募について…………… 18

規 則

秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第31号

秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の細職名に関する規則（昭和56年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 母子支援員

附 則

この規則は、平成23年 9月 1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第32号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第137条第2項中「附則第3条第2項各号」を「附則第3条第3項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第33号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 則

秋田市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8月25日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

秋田市教委規則第9号

秋田市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則

秋田市体育指導委員に関する規則（昭和37年秋田市教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市スポーツ推進委員に関する規則

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第2条中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、「住民のスポーツの振興に」を「本市スポーツの推進に」に、「、または」を「又は」に、「次の職務を行なう」を「次に掲げる職務を行うものとする」に改め、同条第1号中「行なう」を「行うこと」に改め、同条第3号中「、その他」を「その他」に、「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に改め、同条第4号中「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に改め、同条第6号中「住民のスポーツの振興のための指導助言を行なう」を「、本市スポーツの推進のための事業実施に係る連絡調整および住民に対するスポーツに関する指導助言を行う」に改める。

第3条中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第4条第1項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、同条第2項中「前項の期間中」を「同項の期間中」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、同条第3項中「体育指導委員は」を「スポーツ推進委員は、」に改める。

第5条第1項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、同条第2項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、「当って」を「当たって」に、「並びに」を「ならびに」に改め、同条第3項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、「または」を「又は」に改める。

第6条中「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に、「行なう」を「行う」に、「修得」を「習得」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第9号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市庁議規程を次のように定める。

平成23年 8月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市庁議規程

（設置）

第1条 市政の重要施策に関する事案の審議および報告を行い、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、秋田市庁議（以下「庁議」という。）を置く。

（付議事案）

第2条 庁議は、次に掲げる事項について審議し、その方針の決定を行うことができる。

- (1) 総合計画の策定および変更に関すること。
- (2) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (3) 予算編成の方針および財政計画に関すること。
- (4) 機構および組織に関すること。
- (5) 重要又は新たな政策に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項に関すること。

2 庁議は、次に掲げる事項について、報告を受けることができる。

- (1) 総合計画の進行管理に関すること。
 - (2) 行政改革大綱の進行管理に関すること。
 - (3) 重要又は新たな政策の計画、決定、進行管理および実績報告に関すること。
- (組織)

第3条 庁議は、市長、副市長、教育長、総務部長、企画財政部長、大学設置準備室長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、子ども未来部長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、会計管理者、秋田公立美術工芸短期大学事務局長、市立秋田総合病院事務局長、上下水道事業管理者、消防長および議会事務局長をもって組織する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の職員を庁議に出席させることができる。

(会議)

第4条 庁議は、市長が招集する。

2 庁議の進行は、副市長が行う。

3 市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 庁議に、必要に応じて幹事会を置くことができる。

(事務局)

第6条 庁議に事務局を置き、事務局員は、総務部総務課および企画財政部企画調整課の職員をもって充てる。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(秋田市行政審議委員会規程の廃止)

2 秋田市行政審議委員会規程（昭和40年秋田市訓令第11号）は、廃止する。

告 示

秋田市告示第210号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成23年8月1日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名 および 診療科	辞退する 障害分野	辞退年月日 および 辞退理由
武藤 達士	秋田県立脳血管研究センター 脳神経外科	肢体不自由	平成23年7月1日 市外勤務のため

高橋 悦	秋田大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害	平成23年6月23日 市外勤務のため
------	----------------------	---	-----------------------

秋田市告示第211号

平成23年7月26日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第2項の規定により告示する。

平成23年8月2日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化選奨

まつ お まき こ
松 尾 政 子

音楽の研鑽に努め優れた作品「松尾政子ソプラノリサイタル」を発表し声楽の持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

秋田市告示第212号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年8月4日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

- 1 秋田市中通七丁目2番1号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 松 本 実
- 2 秋田市中通四丁目1番5号
株式会社ヤマハミュージック東北秋田店
店長 小 室 宗 和
- 3 秋田市中通二丁目1番32号
株式会社河合楽器製作所秋田店
店長 桑 原 一 夫
- 4 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県職員消費生活協同組合
理事長 佐 藤 孝

秋田市告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年8月5日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
並木クリニック	秋田市寺内堂ノ沢一丁目7番28号	平成23年 6月1日
はしづめ クリニック	秋田市山王新町19番27号	平成23年 7月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
並木クリニック	秋田市寺内堂ノ沢一丁目7番28号	平成23年 5月31日

秋田市告示第214号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成23年8月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
女米木同栄会
- 2 認可年月日
平成23年5月12日
- 3 変更があった事項およびその内容
特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該特例民法法人から承継した財産の種類及び数量
変更前 当該財産を保有していない。
変更後 所有権を有する不動産
ア 建物 335.36㎡
イ 土地 731,655.24㎡
- 4 変更年月日
平成23年6月10日
- 5 変更の理由
解散した社団法人女米木同栄会から残余財産を承継したことによる。

秋田市告示第215号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成23年8月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
下黒瀬振興会
- 2 認可年月日
平成23年5月9日
- 3 変更があった事項およびその内容
特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該特例民法法人から承継した財産の種類及び数量
変更前 当該財産を保有していない。
変更後 所有権を有する不動産
ア 土地 459,494.91㎡
- 4 変更年月日
平成23年7月14日
- 5 変更の理由
解散した社団法人下黒瀬振興会から残余財産を承継したこと

による。

秋田市告示第217号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年8月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

平成22年度第12期国民健康保険税督促状

秋田市告示第218号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年8月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり

- 2 送達すべき書類の名称

平成23年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第219号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年8月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

平成20年度、平成21年度、平成22年度および平成23年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年8月12日

秋田市長 穂 積 志

指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
稲庭クリニック訪問リハビリテーションセンター	秋田市南通亀の町 2番21号	平成23年 6月1日
稲庭クリニック通所リハビリテーションセンター	秋田市南通亀の町 2番21号	平成23年 6月1日
稲庭クリニック介護支援センター	秋田市南通亀の町 2番21号	平成23年 6月1日
稲庭クリニックデイサービスセンター	秋田市南通亀の町 2番21号	平成23年 6月1日
デイサービス陽だまりの丘	秋田市御所野元町 三丁目2番4号	平成23年 7月15日
ショートステイやまゆり	秋田市飯島川端一 丁目2番5号	平成23年 7月15日

秋田市告示第221号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成23年8月18日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 28台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 16台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成23年7月4日から平成23年7月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成23年9月1日から平成24年3月1日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第222号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居

所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年8月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度介護保険料納入通知書
平成23年度介護保険料督促状

秋田市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年8月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
左手子報徳会
- 2 認可年月日
平成23年5月2日
- 3 変更があった事項およびその内容
特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該特例民法法人から承継した財産の種類及び数量
変更前 当該財産を保有していない。
変更後 所有権を有する不動産
ア 土地 37,596.52㎡
- 4 変更年月日
平成23年8月2日
- 5 変更の理由
解散した社団法人左手子報徳会から残余財産を承継したことによる。

秋田市告示第224号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年8月31日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市川元小川町1番30号	保坂 茂文

（教示）

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。
- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第225号

平成23年9月7日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
平成23年8月31日

秋田市長 穂 積 志

教 委 告 示**秋田市教委告示第11号**

平成23年8月25日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成23年8月22日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

付議案件

秋田市体育指導委員に関する規則の一部を改正する件

選 管 告 示**秋市選管告示第62号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、平成23年4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成23年8月5日

秋田市選挙管理委員会
委員長 工 藤 任 国

- 選挙の種類
平成23年4月24日執行 秋田市議会議員一般選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,636,200円
- 報告書の要旨
別紙（省略）のとおり

秋市選管告示第63号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成23年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成23年8月30日

秋田市選挙管理委員会
委員長 工 藤 任 国

- 期間 平成23年9月3日から同月7日まで
- 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示**秋田市農委告示第14号**

平成23年8月17日午後2時秋田市雄和市民サービスセンターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成23年8月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（6件）
- 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 農用地利用集積計画（平成23年度第5号）に関する件
- 農業委員会地区担当体制推進要領の一部を改正する件
- 農地法第51条第1項第1号該当者を発告する件

上下水道局告示**秋田市上下水道局告示第32号**

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成23年8月11日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
エコライン株式会社	稲田 優子	秋田市八橋南一丁目3番10号

- 廃止年月日
平成23年6月22日

秋田市上下水道局告示第33号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示す

る。

平成23年8月11日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
エコライン株式会社	糯田 優子	秋田市八橋南一丁目3番10号

2 廃止年月日

平成23年6月22日

秋田市上下水道局告示第34号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成23年8月12日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
吉 沢 設 備	吉澤 雄二	秋田市豊岩石田坂字坂ノ下117番地1

2 指定年月日

平成23年8月10日

秋田市上下水道局告示第35号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成23年8月12日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
吉 沢 設 備	吉澤 雄二	秋田市豊岩石田坂字坂ノ下117番地1

2 指定年月日

平成23年8月10日

公 告

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成23年7月1日付け秋田市指令第2820号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年8月1日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市下新城笠岡字笠岡305番地3

宇佐美 正 儀

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市下新城笠岡字笠岡296番1 および297番1

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成23年8月2日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

秋田中央交通株式会社 代表取締役 渡 邊 靖 彦

秋田市川元山下町6番12号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 秋田中交ホリディスクエア

所在地 秋田市旭北錦町4番58号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

変更の内容については、縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

(ア)については、平成24年10月1日

(イ)については、平成23年8月1日

(5) 変更理由

(ア)については、駐車場敷地内への都市計画道路の開通のため

(イ)については、駐輪場配置位置の整備のため

2 届出年月日 平成23年7月27日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成23年8月2日から同年12月2日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う麻しん風しん第3期の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月4日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
清水 靖	清水産婦人科クリニック 秋田市広面字糠塚116番地1

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙（省略）に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成23年8月5日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（150台）

- 追分駅前自転車等駐車場 16台
- 追分駅東自転車等駐車場 2台
- 上飯島駅前自転車等駐車場 4台
- 土崎図書館前自転車等駐車場 13台
- 土崎駅前自転車等駐車場 29台
- 土崎東西歩道橋下自転車等駐車場 26台
- 大張野駅前自転車等駐車場 3台
- 秋田駅西地下自転車駐車場 4台
- 秋田駅東自転車等駐車場 6台
- 新屋駅前自転車等駐車場 25台
- 牛島駅西自転車等駐車場 7台
- 牛島駅東自転車等駐車場 12台
- 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成23年7月25日から同月26日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自自転車等駐車場

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成23年8月19日から平成24年2月19日まで

（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話866-2035

秋田市公告

秋田市立の文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第8号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成23年8月8日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入札名 「みるかネット・イベント通信」第8号広告掲載者選定に係る入札

(2) 広告媒体 文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第8号

(3) 予定価格（税抜き） ※最低落札価格 28,572円

(4) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。

イ 租税に滞納がないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。

エ 秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。

2 掲載する広告に関する事項

(1) 規格等 掲載寸法は、ヨコ95mm×タテ100mmとし、掲載紙面は「みるかネット・イベント通信」第8号（展開サイズ：396×210mm、仕上りサイズ：100×210mm、紙質：マットコート90kg）の裏表紙下部とする。

(2) 色 フルカラー

(3) 発行部数 15,000部

(4) 配布対象 文化施設来館者、市内小中学校、図書館、公民館等

(5) 広告掲載期間 平成23年10月から平成24年3月まで

(6) 広告の内容等

ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。

イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

(1) 日時 平成23年8月22日(月) 午前11時

(2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 落札者の決定

落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。

(4) 契約日 平成23年8月24日(水)（予定）

(5) 契約金額（広告料）の支払

広告料は、平成23年8月31日(水)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。

(6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、平成23年8月17日(水)午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿

エ 納税証明書 ※写し可

（ア）消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行

を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの。納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本（個人営業の者は住民票）※写し可

2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年8月8日(月)から同月17日(水)までの平日午前9時から午後5時まで（土曜日および日曜日は受け付けないので、注意すること。）

イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年8月18日(木)に行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会文化振興室振興担当

電話 018-866-2246

秋田市公告

次のとおり単価契約に係る公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年8月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 件名 フッ化物洗口液運搬業務

(2) 期間 平成23年9月5日から平成24年3月31日まで

(3) 参加要件

ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者であること。

イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の規定に基づく一般貨物自動車運送事業又は同条第4項の規定に基づく貨物軽自動車運送事業を営業者であること。

ウ 租税に滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成23年8月26日(金) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会 教育委員会室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成23年8月31日(水)予定

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額をもって契約金額とする。

オ 最低制限価格は予定価格の10分の6以上とする。最低制限価格より低い入札をした者については落札者としなないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

カ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を2回に限り行う。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。

キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できない。

3 入札参加申込および入札参加資格申告に関する事項

(1) 入札に参加を希望するものは、平成23年8月23日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書（写し可）に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

※ 固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年8月17日(水)から同月23日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階 秋田市教育委員会学事課
- ウ 申請用紙 秋田市教育委員会学事課もしくは秋田市役所ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成23年8月24日(水)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成23年8月17日(水)から同月23日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧場所 秋田市教育委員会学事課

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 問合せ先
秋田市教育委員会学事課学校保健担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

秋田県知事より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画道路の変更に関わる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年8月19日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 3・4・66号 千秋久保田町線

2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成23年8月22日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 イオンモール秋田

所在地 秋田県秋田市御所野地蔵田一丁目1番地1

(3) 変更した事項

- ア 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名
(ア) 変更前 イオンモール株式会社
代表取締役 村上 教行
(イ) 変更後 イオンモール株式会社
代表取締役 岡崎 双一

イ 大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

1 (3)アについては平成23年5月11日、イについては平成23年7月1日

(5) 変更理由

1 (3)アについては役員改選のため、イについてはリニューアルによるテナント入替のため

2 届出年月日 平成23年8月9日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成23年8月22日から同年12月22日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う麻しん風しん第3期・第4期の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月25日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
吉田 節朗	あきた駅前内科外科クリニック 秋田市千秋久保田町3番15号 三宅ビル2F

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア破傷風の二種混合および麻しん風しん第3期・第4期の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月25日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
橋爪 隆弘	はしづめクリニック 秋田市山王新町19番28号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成23年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆

の縦覧に供する。

平成23年8月25日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課
- 縦覧期間 平成23年8月26日から同年9月14日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、秋田県知事から事業認定申請書およびその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、法第23条の規定により、縦覧期間内に限り秋田県知事に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、縦覧期間内に限り秋田県知事に意見書を提出することができるので留意されたい。

平成23年8月25日

秋田市長 穂 積 志

- 起業者の名称 日本赤十字社
- 事業の種類 秋田赤十字病院ドクターヘリ導入に関連する駐車場拡張事業
- 起業地
イ 収用の部分 あきたけんあきたしをかきたてさるたあぎなわしるさわちない 秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢地内
ロ 使用の部分 なし
- 縦覧期間 公告の日から平成23年9月8日まで
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定により公告する。

平成23年8月29日

秋田市長 穂 積 志

- 意見聴取の日時 平成23年9月6日(火) 午後6時
- 意見聴取の場所 勝平地区コミュニティセンター
- 意見の聴取をしようとする事項
建築基準法第48条第3項ただし書の規定により、第一種中高層住居専用地域内において建築してはならない建築物の建築を許可することについて
- 建築計画の概要
 - 建築物の主要用途 コミュニティセンターおよび児童センター
 - 建築物の位置 秋田市新屋松美が丘東町1443番地31ほか1筆
 - 構造および規模 鉄骨造2階建て
 - 敷地面積 2,912.98㎡
 - 延べ面積 1,288.91㎡
- 申請者の住所および氏名
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市長 穂 積 志

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり中島汚水中継ポンプ場機械設備更新工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年8月2日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- 本工事は共同企業体による工事である。
- 工事番号 下管渠 第26号
- 工事名 中島汚水中継ポンプ場機械設備更新工事
- 工事場所 秋田市千秋中島町10番3号
- 工事概要 雨水ポンプ 2台
細目除塵機 2台
- 工事期限 平成24年3月23日(金)
- 予定価格 118,004,000円（消費税別）
- 開札予定期日 平成23年8月31日(水)
- 契約予定期日 平成23年9月6日(火)
- 注意事項

ア この入札は電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 電子入札システムにおける工事費内訳書入力の際に、設計書にある「機器費」、「設計技術費」および「据付間接費」は、「機器費」を直接工事費へ、「設計技術費」および「据付間接費」を現場管理費へ参入すること。

オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。

イ 下水道施設（終末処理場・ポンプ場）の機械設備工事で、3,000万円以上の元請実績があること。

ウ 機械器具設置工事業における特定建設業の許可を有すること。

エ 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が6年

以上であること。

- オ 機械器具設置工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。
- イ 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。
- ウ 機械器具設置工事に係る資格（実務経験者を含む。）を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年8月8日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
 - ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）
 - エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）
 - オ 誓約書（様式5）
- (2) 申請書等の提出
申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
申請書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成23年8月2日(火)から同月8日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
 - ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年8月23日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第20号 1系No.3プロワ整備	八橋下水道終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号）	平成24年 3月16日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 送風機（風量60m ³ /min以上、電動機6,000V以上）の設置又は整備実績があること（元請、下請は問わない。） （基本的要件については、別に記載）

- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、入札には使用できないため、入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年8月23日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成23年9月1日(木)午後5時までに返却すること。
- 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
 - (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
 - (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電話 018-863-2581
FAX 018-863-6556
 - (3) 販売期間 平成23年8月2日(火)から同月24日(木)までの販売店の営業時間内
 - (4) 設計図書の販売価格 1式 5,280円（設計書 480円 図面 4,800円）（税込み）（CD-ROM有 1枚1,000円）
 - (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成23年8月24日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。
 - (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
 - (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。
 - (8) 閲覧期間 平成23年8月2日(火)から同月30日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
 - (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。
- 6 その他
 - (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
 - (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年8月5日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年8月30日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年9月1日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年8月23日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
- イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略）（資格者証の写しを添付））
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年8月5日(金)から同月23日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年8月26日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年8月5日(金)から同月29日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成23年8月8日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平
賦課対象区域

八橋イサノ二丁目、新屋前野町、飯島穀町、飯島長野上町、寺内油田三丁目、広面字大巻、広面字蓮沼、東通明田、広面字二ツ屋、茨島六丁目、牛島東四丁目、新屋比内町、仁井田新田三丁目、仁井田字中新田、仁井田露見町、旭北錦町、将軍野南三丁目、新屋松美町、横森一丁目および手形字西谷地（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり八橋終末処理場2系No.1・2沈砂かき揚げ機更新工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年8月9日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号 下終末 第1号
- (3) 工 事 名 八橋終末処理場2系No.1・2沈砂かき揚げ機更新工事
- (4) 工事場所 秋田市八橋本町六丁目12番15号
- (5) 工事概要 沈砂かき揚げ機 2基
- (6) 工事期限 平成24年3月23日(金)
- (7) 予定価格 115,492,000円（消費税別）

- (8) 開札予定期日 平成23年9月7日(水)
- (9) 契約予定期日 平成23年9月13日(火)
- (10) 注意事項
- ア この入札は電子入札により執行する。
- イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
- エ 電子入札システムにおける工事費内訳書入力の際に、設計書にある「機器費」、「設計技術費」および「据付間接費」は、「機器費」を直接工事費へ、「設計技術費」および「据付間接費」を現場管理費へ算入すること。
- オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- カ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 共同企業体に関する事項
- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項
- 代表者要件
- ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。
- イ 下水道施設（終末処理場・ポンプ場）の機械設備工事で、3,000万円以上の元請実績があること。
- ウ 機械器具設置工事業における特定建設業の許可を有すること。
- エ 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- オ 機械器具設置工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- 代表者以外の構成員要件
- ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。
- イ 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。
- ウ 機械器具設置工事に係る資格（実務経験者を含む。）を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年8月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を

- 提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
- ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）
- エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）
- オ 誓約書（様式5）
- (2) 申請書等の提出
- 申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
- 申請書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年8月9日(火)から同月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項
- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年8月30日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、入札には使用できないため、入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年8月30日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成23年9月8日(木)午後5時までに返却すること。
- 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電話 018-863-2581
FAX 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成23年8月9日(火)から同月31日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 6,780円（設計書 780円 図面 6,000円）（税込み）（CD-ROM有 1枚 1,000円）
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成23年8月31日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能であ

- る（無料）。
- (8) 閲覧期間 平成23年 8月 9日(火)から同月 6日(火)午後 3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。
- 6 その他
 - (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年 8月12日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第93号 八橋下水道終末処理場 来検討業務委託	秋田市八橋本町六丁目地内他	平成24年 3月16日	次の①から④までの要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ② 秋田市総務部契約課に土木関係建設コンサルタント業務下水道部門に登録されていること。 ③ 公共下水道の処理場統廃合計画策定業務の実績があること。 ④ 処理能力が60,000m ³ /日程度以上の公共下水道終末処理場施設計画業務の実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - オ 技術士（上下水道部門、選択科目は下水道）の資格を有する者を管理技術者および照査技術者として、それぞれ配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

- を遵守の上、入札に参加すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年 9月 6日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年 9月 8日(木)
- 注 意 事 項
 - (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。
 - (2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 8月30日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（様式中「工事」を「業務」と読み替える（省略）。）資格者証の写しを添付の上、管理技術者と照査技術者それぞれについて提出すること。）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成23年 8月12日(金)から同月30日(火)までの土

曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年9月2日(金)に通知する。

5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年8月12日(金)から同年9月5日(月)まで

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第94号 長寿命化計画策定業務委託	秋田市中通地内他	平成23年 12月22日	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ② 秋田市総務部契約課に土木関係建設コンサルタント業務下水道部門に登録されていること。 ③ 公共下水道において、下水道管渠の劣化調査業務ならびに診断、修繕および改築更新に係る事業計画策定業務の実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- オ 技術士(上下水道部門、選択科目は下水道)の資格を有する者を管理技術者および照査技術者として、それぞれ配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年9月6日(火) 午前10時30分
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
 入札保証金 免除
 契約予定日 平成23年9月8日(木)
 注 意 事 項 (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし

の土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年8月12日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

ないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

- (2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年8月30日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
 イ 実績調査(別記様式2(省略))および契約書等の写し

- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（様式中「工事」を「業務」と読み替える（省略））。資格者証の写しを添付の上、管理技術者と照査技術者それぞれについて提出すること。）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成23年8月12日(金)から同月30日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
 - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知

- する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年9月2日(金)に通知する。
- 5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成23年8月12日(金)から同年9月5日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年8月26日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第21号 俄沢浄水場次垂注入ポンプ、配管他修繕	俄沢浄水場内（秋田市河辺岩見字俄沢247番地）	平成24年 1月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 浄水場において、次垂注入設備の施工又は修繕の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年9月13日(火) 午前10時
入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
入札保証金 免除

契約予定日 平成23年9月15日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年9月6日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し

- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略）資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年8月26日(金)から同年9月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第96号 マンホール蓋劣化診断調査委託	土崎港北七丁目地内	平成24年 1月31日	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ② 秋田市総務部契約課に土木関係建設コンサルタント業務下水道部門に登録されていること。 ③ 秋田市内の本社、営業所等に、下水道部門における資格を有する者が2人以上常駐していること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - オ 技術士（上下水道部門、選択科目は下水道）の資格を有する者を管理技術者および照査技術者として、それぞれ配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年9月13日(火) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年9月15日(木)

- する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年9月9日(金)に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成23年8月26日(金)から同年9月12日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年8月26日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 注 意 事 項 (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。
- (2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以

上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年9月6日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 宣誓書（下水道部門における常駐資格者に関する宣誓書。別記様式3-1（省略））

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（様式中「工事」を「業務」と読み替える（省略））。資格者証の写しを添付の上、管理技術者と照査技術者それぞれについて提出すること。）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年8月26日(金)から同年9月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年9月9日(金)に通知する。

5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年8月26日(金)から同年9月12日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

